



令和7年1月31日 15時30分

近 畿 地 方 整 備 局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は下記の建設業者に対して建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商 号 : パナソニック環境エンジニアリング株式会社
パナソニックテクノサービス株式会社
パナソニックEWエンジニアリング株式会社
パナソニックファシリティーズ株式会社
パナソニックリビング近畿株式会社

2. 処分内容

別紙の通り

3. 処分理由

別紙の通り

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建設産業第一課

課

長

そや みちひと

征矢 道仁 (内線6141)

なかばやし かずと

課長補佐

中林 一人 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：パナソニック環境エンジニアリング株式会社
許可番号等：国土交通大臣（特－2）第10668号
代表者氏名：小野 勝
本店所在地：大阪府吹田市垂水町3－28－33

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間

2 停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業に関する営業に係るの。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

以上

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：パナソニックテクノサービス株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般－3）第15175号
代表者氏名：井上 富雄
本店所在地：大阪府門真市大字門真1048

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

以上

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：パナソニックEWエンジニアリング株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特－3）第14280号
代表者氏名：藤井 和夫
本店所在地：大阪府大阪市中央区城見2－1－61

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間

2 停止を命ずる営業の範囲

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

以上

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：パナソニックファシリティーズ株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特－3）第20750号
代表者氏名：白澤 満
本店所在地：大阪府門真市大字門真1048

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年2月15日から令和7年3月1日までの15日間

2 停止を命ずる営業の範囲

静岡県、愛知県、岐阜県及び三重県における造園工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

以上

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：パナソニックリビング近畿株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特－2）第21433号
代表者氏名：梁井 俊平
本店所在地：大阪府大阪市此花区島屋6－2－82

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

以上